

新型コロナウイルス感染症関連の補助金に関するFAQ(医療機関向け)

(兵庫県保健医療部感染症対策室感染症対策課)

令和5年11月22日

00.共通事項

No.	質問内容	回答
1	補助事業の対象期間はいつからいつまでですか。	令和5年10月1日～令和6年3月31日の期間内に着手し、納品、支払いが完了する事業が対象となります。 なお、着手とは、契約書を締結する、又は発注することを指します。 ※ 原則として設備等は令和6年2月29日までに納品される必要があります。 ※ カード、手形による支払いの場合は、口座から引き落とされる日が支払いの完了となります。
2	どのような医療機関が、補助の対象となりますか。	原則として、次の(1)～(4)の医療機関が補助の対象となります。 (1)令和5年10月1日以降に県からの依頼でコロナ病床確保された医療機関 (2)令和5年10月1日以降に発熱等外来対応医療機関(5月7日までは発熱等診療・検査医療機関)に指定された医療機関 (3)令和5年10月1日以前より引き続き発熱等外来対応医療機関として指定されている医療機関(対象経費の制限あり。詳細は各補助金を参照。)
3	補助金の交付はいつされますか。	事業が完了し(購入設備等への支払も完了しておく必要があります)、実績報告書、請求書を当課へ提出後、書類内容に問題がなければ、交付の手続きを開始します。手続き開始後、1か月以内に補助金を交付する予定です。
4	見積書の写しを添付とありますが、全ての設備・備品等の写しが必要ですか。	単価が100,000円未満のものについては、添付を省略できますが、交付申請金額の確認のため、品目や数量、単価等を示した積算内訳を提出してください。 また、ネットでの注文により、見積書の発行が難しい場合は、注文画面など価格が分かるものを添付してください。
5	設備整備について、令和6年3月31日までに納品されれば補助対象となりますか。納品だけでなく、2月29日までに一定程度以上使用が必要などの条件はありますか。	原則として、令和6年2月29日までに納品される必要があります。 補助事業の対象期間の間に少なくとも1ヶ月は、設備の活用による治療等を行ってください。 なお、使用状況を確認させていただく場合がありますので、必ず使用記録をつけておいてください。
6	設備を購入する際の条件はありますか。例えば、入札をしなければならないのでしょうか。	原則、入札又は見積もり合わせにより業者を決定してください。 設備は新型コロナウイルス感染症への対応として緊急的に整備するものであることから、高額な医療機器については基本的にリースで整備してください。

7	設備整備について、リースの場合や工事費、光熱水費は補助対象となるのでしょうか。	リースの場合も補助対象となります。 設備を設置するに当たっての工事費については、対象経費の「備品購入費」に含まれるため、補助対象となります(設備設置工事費は対象になりますが、検査室拡充工事を行う場合の工事費は対象外となります)。 ランニングコストである光熱水費は補助対象外です。 なお、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日～9月30日までに同事業による補助を受けた医療機関は、原則個人防護具以外は対象外とします。(10月1日以降、引き続きリースされる場合のリース料は対象外です。)
8	設備整備について、事業終了後、購入した設備を廃棄する経費は補助対象となるのでしょうか。	補助事業の目的を達成したものとして廃棄することが適切な場合は、令和6年3月末までの廃棄に係る経費は補助対象となります。
9	厚生労働大臣が認めた台数、人数分・・・とありますが、医療現場に必要な台数、人数分・・・を申請したらいいのでしょうか。	医療現場で最小限必要な台数、人数分・・・を申請してください。確保病床等に比して、過大な場合は対象外となります。
10	同じものを他の助成事業と重複申請できますか。 (国直接執行の補助や兵庫県保健医療部の他の補助等との同時申請)	他の助成事業と重複申請はできません。
11	本補助金により取得した設備を新型コロナウイルス感染症患者以外(目的外使用)に使用することは可能ですか。	新型コロナウイルス感染症の収束後や感染症法上の位置づけの変更後においても、今後、新型コロナウイルス感染症が再拡大することも考えられるため、本補助金で整備した設備は、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは財産処分を行うことなく維持されることを想定しています。 なお、当該期間中において、本補助金の事業に影響を及ぼさない範囲で一時的に他の用途に使用する場合(※)は、財産処分に該当しないため、厚生労働大臣の承認は必要ありません。 ※ 例えば、一時的に一般診療で使用する場合等を想定
12	補助金で整備した設備について、新型コロナウイルス感染症の収束後、廃棄する場合、財産処分の手続きが必要ですか。	新型コロナウイルス感染症対策として緊急的・一時的に整備が必要であり、元々、新型コロナウイルス感染症の収束後に廃棄することが予定されている場合は、補助事業の目的に反しているわけではないので、県(厚生労働大臣)の承認を受けずに廃棄することが可能です。 なお、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付していただくこととなります。
13	今回の補助金は、国の会計検査の対象となりますか。また、書類の保存などで留意すべき事項はありますか。	国費を活用した事業となるため、当該事業で購入した設備等は国の会計検査の対象となります。当該補助金で購入した設備については、他の目的で使用することがないよう留意いただくとともに、契約書、請求書等の証拠書類は5年間は他と区別して保管してください。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、5年間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管することとなりますので、ご注意ください。 また、会計検査を受検される際は、現地調査や証拠書類の検査等が行われますので、その際にご協力をお願いします。 なお、証拠書類等を紛失した場合や事前の承認なく処分・譲渡等した場合などには、国から補助金返還を命じられるケースもあるので十分注意してください。

02.新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業(入院医療機関設備整備)

No.	質問内容	回答
1	補助の対象となる者	<p>新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があり、G-MIS上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う、新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床を確保し、入院医療を提供する医療機関が対象です。ただし、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は、病棟単位(区画単位含む)による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要な設備及び個人防護具以外は対象外とします。</p>
2	補助の対象となる経費	<p>新型コロナウイルス感染症患者を入院させる医療機関が初度設備を購入するために必要な次の(1)～(9)に係る経費が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費 (2) 人工呼吸器及び付帯する備品 (3) 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド) ※ただし、補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」で規定する「対象期間」に限る。 ※「対象期間」については問4を参照。 (4) 簡易陰圧装置 (5) 簡易ベッド (6) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 (7) 簡易病室及び付帯する備品※ (8) HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。) (9) HEPAフィルター付きパーテーション <p>※ 付帯する備品のみの購入は補助対象となりません。</p>
3	補助額	<p>基準額(下記(1)～(9))と対象経費の実支出額を比較して少ない方の金額が補助額となります(寄附金その他の収入額がない場合)。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 初度設備費 1床当たり 133,000円 (2) 人工呼吸器及び付帯する備品 @5,000,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数 (3) 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド) @3,600円×厚生労働大臣が必要と認めた人数分 (4) 簡易陰圧装置 @4,320,000円×厚生労働大臣が必要と認めた病床数 (5) 簡易ベッド @51,400円×厚生労働大臣が必要と認めた台数 (6) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 @21,000,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数 (7) 簡易病室及び付帯する備品 実費相当額 (8) HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。) 1施設当たり 905,000円 (9) HEPAフィルター付きパーテーション @205,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数
4	個人防護具の補助対象期間はいつでしょうか。	<p>厚生労働省が定めた基準により、兵庫県が在院者数を基に感染状況に応じた段階を設定します。その段階が段階1以上の期間に使用した個人防護具が補助対象となります。補助対象期間及び段階の切り替えについては、対象機関へ別途お知らせします。</p>

5	新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費とはどのようなものですか。	入院患者に対する医療を提供する中で、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならないようにするために、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備するための費用です。そのため、新設、増設された病床に関連する需要品(消耗品)及び備品以外は対象外となります。
6	簡易病室とはどのようなものですか。	簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室のことです。
7	個人防護具購入の補助対象となる人数はどのように算出すればよいのでしょうか。	新型コロナウイルス陽性患者1人につき、上限3,600円/日の補助となります。ただし、複数の医療従事者が1人の新型コロナウイルス陽性患者の対応にあたる場合は、医療従事者の数まで補助対象となります。 例1: 患者1人、対応にあたった医療従事者が3人の場合 ⇒1(人)×3(人)=3(人)が補助の対象となります。 例2: 患者2人、対応に当たった医療従事者が3人の場合(患者ごとに取り替える場合) ⇒2(人)×3(人)=6(人)が補助の対象となります。
8	一般病床をコロナ専用病床に改修して新型コロナ患者を受け入れる予定だが、このような場合の改修費用は、補助対象となりますか。	簡易病室のような緊急的かつ一時的に設置するものは対象となりえますが、一般病床や空室を改修するなど今ある施設そのものを改修するための経費は対象外です。
9	新型コロナ患者への対応と、他の高度医療の提供を両立するため、新型コロナ専用の臨時病棟(プレハブ造り)を整備する場合は、簡易病室として当該交付金の対象となりますか。	新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室という趣旨に合致するのであれば、臨時病棟も簡易病室に含まれるため、対象となり得ます。しかしながら、緊急的・一時的に整備が必要となることが想定されますので、設備の購入ではなく、リースでの対応をご検討ください。
10	簡易病室としてプレハブを設置する場合、病室機能として必要なエアコンや医療機器等も補助対象となりますか。	新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供するために必要であって、簡易病室と一体的に整備するものについては、付帯する備品として補助対象となります。
11	令和5年9月までの当該補助金にて整備した「簡易病室」の撤去費用については、補助対象となりますか。	令和6年3月末までに撤去(原状回復)が全て完了するものについては対象となります。
12	「COVID-19診療の手引き」等にも紹介されているネーザルハイフローは補助対象となりますか。	補助対象となります。診療に当たっては、「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」をよく参照してください。
13	導入する設備について、形式及び規格に基準はありますか。	入院医療に必要なもので補助の対象となる経費として上記に記載されているものであれば、特にありません。